

水道管の凍結にご注意ください！

寒さが厳しくなってきました。気温が氷点下になると、水道管内の水が凍結して、水が出なくなったり、水道管が破裂し高い修理費用がかかってしまう場合があります。

夜間や不在時には、凍止めをするなどしてご家庭の水道管凍結には十分ご注意ください。

■凍結しやすい場所は・・・

- ・風当たりの強い場所にある水道管
- ・北向きで日陰にある水道管
- ・建物の外壁などに露出している水道管
- ・家の外にある蛇口

■こんな時には特に注意しよう・・・

- ・外気温が-4℃以下になるとき
- ・旅行などで家を留守にするなど、長時間水道を使用しないとき

■長期間水道を使わない場合は・・・

畑などの水道で春まで使用しない、長期間の不在で水道を使用しない時などは、水道一時中止の手続きを行うと役場水道係で閉栓に伺います（開閉栓時には、原則立会をお願いしています）。

開閉栓の場合、手数料が400円必要ですが、閉栓期間中の水道使用料はかかりません。

■凍結してしまったら・・・

ぬるま湯をかける。

凍結して水が出ない時には、自然に溶けるのを待つか、蛇口をいっぱいにかけて、凍った部分にタオル等をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりとかけてください。

熱湯を一気にかけると、ひび割れや破裂を起こすことがあるので注意しましょう。

■破裂してしまったら・・・

破損箇所からの漏水が、凍止めで止まる場合はバルブを閉めて水を止めます。

速やかに町が指定する給水装置工事事業者へ修理の依頼をしてください。

町が指定する給水装置工事事業者は下記までお問合せください。

■問合せ先 建設課 ☎76-4610



新年度の入園児を募集します！

～受付は1月31日(金)まで～

新年度の子ども園入園児を次のとおり募集します。入所を希望する方は、教育委員会学校教育課または各子ども園に「利用申込書兼支給認定申請書（新規入所）・現況届（継続入所）等」を提出してください。

●入所対象児童

生後3カ月以上（令和元年12月31日以前に生まれた児童）

※保育実施の申込期間は、小学校就学時期に達するまでの保育の実施を必要とする期間です。

●年齢の基準日

令和2年4月1日

●受付期間

1月31日(金)まで

●受付場所

◎教育委員会学校教育課幼児保育庶務係
(ファガス1F)

◎町内各子ども園

- ・沢目子ども園 } 令和2年10月より
- ・塙川子ども園 } 峰浜地区統合子ども園
- ・八森子ども園

●申込書類

入所該当児童（平成26年4月2日～令和元年12月31日生）の保護者に申し込み書類を送付します。申込書には必要な添付書類がありますのでご注意ください。詳しくは、送付される案内書をご覧ください。

●入所要否の決定

申込書類を調査のうえ、後日通知します。

●保育料

- ・3歳以上児…無償
- ・3歳未満児…半額免除

※町内在住で町内の施設へ入所の場合、生計主宰者（保護者）の市町村民税（所得割課税額合算）による判定となります。

●問合せ先

教育委員会学校教育課幼児保育庶務係
☎77-2728



あきた回帰キャンペーン展開中！

～そろそろ秋田に帰ってきませんか？～

八峰町では県と連携して、県外に住む学生や社会人の方々の秋田での就職や定住をサポートする「あきた回帰キャンペーン」を年間を通じて展開しています。ご家族が帰省する機会に「秋田に戻ってこない？」と呼びかけてみませんか。

秋田を離れて暮らすお子さんやお知り合いで「そろそろ秋田に帰ろうかな」「秋田に住んでみたい」という方がいらっしゃいましたら、是非、次の相談窓口を紹介してください。

秋田への移住・秋田での就職を全力サポート！

移住・就職相談窓口を東京と秋田に設置しています。県外にお住まいのご家族や知人で、秋田への移住や秋田での就職を考えている方に、次の窓口をお勧めください。

東京

▶学生就活サポート・Aターン就職相談窓口「Aターンプラザ秋田」

ところ：都道府県会館7階 県東京事務所内（東京メトロ永田町駅すぐ）
連絡先：☎0120-122-255（月～金）9：00～17：45

▶移住・就職相談窓口「あきたで暮らそう！Aターンサポートセンター」

ところ：東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内（JR有楽町駅前）
連絡先：☎080-9292-5195（火～日）10：00～18：00

秋田

▶移住相談窓口「秋田移住定住総合支援センター」

ところ：秋田テルサ1階（秋田市御所野）
連絡先：☎018-893-3981（月～金）9：00～17：00

▶Aターン就職登録・相談窓口「秋田県ふるさと定住機構」

ところ：秋田テルサ3階（秋田市御所野）
連絡先：☎018-826-1731（月～金）9：00～17：00



八峰町定住奨励金の支給が終了します！

町では町外から転入するなど、要件を満たした方に定住奨励金を支給していますが、**平成31年3月31日までに転入された方**をもって支給を終了します。詳しくは下記のとおりです。ご不明な点などありましたらお問合せください。

〈交付対象者〉平成31年3月31日までに八峰町に住居登録をし、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

（Uターン者の場合、5年以上町外で生活し、改めて住民登録する必要あり）

〈申請期間〉住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内または令和2年3月31日のいずれか早い日まで《厳守》

〈返還規定〉住民登録をした日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額または一部返還していただきます。

〈交付額〉①単身で転入した場合は 150,000円

②家族で転入した場合は 300,000円

※助成金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。

■問合せ先 企画財政課 ☎76-4603

暮らしの難儀事 ★相談は無料です お手伝いします

役所への書類、契約書作成、各種証明、車庫証明、農地、相続、遺言、宅地建物の需要等調査など

工藤金悦行政書士事務所（浜田） ☎77-2670
HP <http://www17.plala.or.jp/kudogyo/> 携090-3365-8232

家の困りごと、な～んでも

ごとうさんさ聞いてみれ～

☎090-5843-1835

後藤德行建築設計事務所 峰浜畑谷